教区会議員補欠選挙関係事務について

- 1. 教区会議員補欠選挙の流れについて
 - ① 教区会議員退任の決定を報告(組長 → 教務所)
 - ② 補欠選挙の実施日・会場を決定の上、報告(組長 → 教務所) ※実施日は、退任の報告より60日以内 ※告示は、選挙実施日より15日前に発布のため、20日程前に教務所へ報告
 - ③ ○○組教区会議員補欠選挙の告示を発布(教務所 → 宗派・組)
 - ④ 補欠選挙を実施の上、下記選挙関係書類を提出(組長 → 教務所)
 - (5) 次回教区会にて、就任書授与(教務所)

2. 教区会議員選挙関係書類

- ① 教区会議員選挙報告
 - ・関係書類の日付は、全て選挙実施日でご記入ください。
- ② 教区会議員選挙録(副)
 - ・どのような方法で選出されたのであっても、あくまでも選挙を実施したものと して作成してください。
 - ・立会人2名も必ずお選びください。
- ③ 組会出席者名簿(副)
 - ・出席者の押印が必要ですので、印鑑持参の旨、事前に通知してください ※印鑑のみ有効です(拇印・サインは無効)
 - ・代理出席は無効となります。
 - ・僧侶・門徒の区別欄に、「住職」や「総代」などの表記はお控えください。
- ④ 教区会議員就任受諾書(副)
- ⑤ 教区会議員退任届け
 - ・前教区会議員の退任届け